

衆議院法務委員会ニュース

平成 28.11.22 第 192 回国会第 10 号

11 月 22 日（火）、第 10 回の委員会が開かれました。

1 民法の一部を改正する法律案（内閣提出、第 189 回国会閣法第 63 号）

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、第 189 回国会閣法第 64 号）

・参考人から意見を聴取し、質疑を行いました。

（参考人）弁護士 岡 正 晶君
名古屋学院大学法学部教授
弁護士 加 藤 雅 信君
弁護士 黒 木 和 彰君

（質疑者及び主な質疑内容）

山 田 賢 司君（自民）

- ・本法案には、現行民法に明文の規定はないものの、判例理論が確立している事項について、これを明文化する改正がなされているが、確立した判例法理を明文化することの意義について、岡参考人、加藤参考人及び黒木参考人の見解を伺いたい。
- ・現行民法では、錯誤による意思表示の効果を無効としているが、実務上何らかの不都合があったのか、また、本法案では錯誤による意思表示の効果を無効から取消しに改めることとしているが、これにより実務に何らかの変化が生じるのか、岡参考人及び黒木参考人に伺いたい。
- ・本法案の内容に不十分で不満足な点があるとしても、本法案には消費者保護に資する規定も含まれているため、本法案を速やかに成立させた上で、残された課題について改めて議論をすることも選択肢であると考えているが、加藤参考人の見解を伺いたい。

國 重 徹君（公明）

- ・岡参考人が、法制審議会民法（債権関係）部会に最初から最後まで参加した中で、一番悩んだ点及び部会審議のやり方で改善すべきではないかと思った点について伺いたい。
- ・事業用融資における第三者保証の制限について、公証人があらかじめ保証人から直接その保証意思を確認しなければ無効としている改正案が成立した場合、その運用として留意すべき点と考える点を岡参考人及び黒木参考人に伺いたい。
- ・民法は市民の生活の基本となる法律であり、本法案が成立した場合の国民への周知は重要であると思うが、政府に対し、どのような周知方法を望むか、岡参考人、加藤参考人及び黒木参考人に伺いたい。
- ・本委員会における本法案の審査について、今後、政府及び他の参考人に対してどのような質疑を行うことを望むか、岡参

考人及び黒木参考人に伺いたい。

井 出 庸 生君（民進）

- ・民事事件の新受件数は、平成 21 年をピークに減少傾向にあるが、本法案が成立した場合、債権法にかかわる事件の新受件数や質に変化が生じることになると予想されるか、黒木参考人の見解を伺いたい。
- ・第 8 次及び第 9 次国民生活審議会消費者政策部会の報告では、約款について解釈に疑義がある場合には、作成者である事業者が不利に解釈すること、事業者から内容を変更できるのは、合理的な事由のあるときに限定し、その事由を示すこととされているが、これらの点について、本法案が成立することによって大きく変わるようになるのか、加藤参考人の見解を伺いたい。
- ・個人保証の制限に関して、公証人による意思確認の手続は実質的に機能すると考えているのか、また、配偶者が個人保証の制限の例外とされていることは前近代的であるとの指摘があることについて、黒木参考人の見解を伺いたい。

藤 野 保 史君（共産）

- ・「民法（債権法）改正問題に取り組む基本姿勢」（平成 22 年 6 月 17 日日本弁護士連合会）において示されている「専門的知識や情報の量と質または交渉力に大きな格差のある消費者・労働者・中小事業者などが、理由のない不利益を蒙ることがなく、公正で正義にかなう債権法秩序を構築できる民法」とする視点からの本法案に対する岡参考人、加藤参考人及び黒木参考人の見解を伺いたい。
- ・個人保証に関して、本法案では公証人の面前での意思確認の手続を新設しているが、情義性の部分についての議論の経緯及び本改正に対する岡参考人、加藤参考人及び黒木参考人の見解を伺いたい。

- ・意見陳述において定型約款についてのみなし合意規定の要件が緩やかであるとの説明があったが、消費者に不意打ちや不当な形での不利益があってはならないと考えている。実務家の観点から今後の本法案の審査において確認すべき点について、黒木参考人の見解を伺いたい。

木下智彦君（維新）

- ・今回の民法改正に関して、日本弁護士連合会では、意見書や会長声明が出されているが、これらはどのように意見集約がなされ、決定されたものであるのか、岡参考人に伺いたい。
- ・今回の民法改正に対する意見集約を行うために日本弁護士連合会が採ったプロセスにより、日本弁護士連合会の意見としてそれなりの内容のものがまとまったと考えているのか、加藤参考人及び黒木参考人に伺いたい。
- ・日本弁護士連合会の会員の中には、今回の民法改正に関して、様々な意見を持つ者がいると思うが、強制加入の団体である日本弁護士連合会が、そのような意見を集約することには限界があるのではないか、黒木参考人、加藤参考人及び岡参考人の見解を伺いたい。